

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合)

里親促進フォーラム

内 実際に子供を養育している里親の方の体験発表ほか。
日 10月24日(金)午後1時30分～4時。
所 教育文化会館(12階)。
[詳細] 相談判定課☎(622)8630

ひとり親家庭スポーツ大会

日 10月26日(日)午前10時～午後2時。
所 つどいむ(17階)。
対 母子・父子家庭の親と子。
¥ 1組200円(昼食持参)。
日 10月20日(月)までに母子寡婦福祉センターへ。
[詳細] 母子寡婦福祉センター☎(631)3270

**老人休養ホーム
年末年始利用の受け付け**

12月31日(水)～来年1月2日(金)の宿泊利用を特別料金で受け付けます。

保養センター駒岡

往復はがきに上欄必要事項と宿泊希望日(1泊のみ)、人数を記入し、10月31日(金)(消印有効)までに保養センター駒岡(〒005-0861南区真駒内600)へ送付。(抽選)

ライラック荘

12月31日(水)分往復はがきに上欄必要事項と人数を記入し、10月31日(金)(消印有効)までにライラック荘(〒061-2303

南区定山溪温泉西4)へ送付(抽選)。来年1月1日(水)、2日(金)分11月1日(土)からライラック荘へ。(先着)

保養センター駒岡

583 8553、ライラック荘☎(598)3411

いきいき福祉

最新の福祉機器の展示、相談・体験コーナーほか。
日 10月17日(金)～19日(日)午前10時～午後5時。最終日は4時まで。
所 アクセスサッポロ(白石区流通センター4)。
[詳細] いきいき福祉実行委員会☎(867)2005、HP



健康

高齢者

インフルエンザ予防接種

日 12月31日(水)まで。
所 市内の委託医療機関。
対 65歳以上の方か、60歳～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい(障害等級1級またはそれに準じる)がある方。
¥ 千円。世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給世帯の方は無料。
[詳細] 市コールセンター☎(222)4894、HP

難病医療相談会

内 筋萎縮性側索硬化症(ALS)についての講演と相談。
日 10月26日(日)午後1時～4時。
所 北海道難病センター(中央区南4西10)。
対 患者とその家族100人。
日 10月14日(火)から北海道難病連へ。(先着)

健康診査を受けまじょう

左記の方を対象に受診券を送付しています。受診券は加入した月の翌月末に順次発送します。生活習慣病予防のために検診を受けましょう。社保、共済などに加入している方は、それぞれの保険にお問い合わせください。
△ 特定健康診査
対 国民健康保険に加入し、本年度40歳以上になる方。
△ 後期高齢者健康診査
対 長寿医療(後期高齢者医療)制度に加入している方。
[詳細] 区役所(1階)の保険年金課

市民公開シンポジウム

尿もれの原因と治療法。
日 10月25日(土)午後1時～3時。
所 北海道大学学術交流会館(北区北8西5)。
[詳細] 健康企画課☎(622)5151

がん予防学級

内 最新のがんの知識と予防法について学ぶ。
日 11月6日(木)・13日(木)午後1時50分～4時。
所 北海道対がん協会。
定 60人。
申 はがき、E。上欄必要事項を記入し、10月31日(金)(必着)までに北海道対がん協会(〒065-0026 東区北26東14、Eoffice@hokkaido-raigan.jp)へ。(抽選)
[詳細] 健康企画課☎(622)5151

家庭医学講座

講演終了後、個人相談コーナーを設けます。
内 ひざ痛の原因と治療法。
日 10月25日(土)午後1時30分。
所 医師会館(中央区大通西19)。
[詳細] 健康企画課☎(622)5151



保険・年金

国民健康保険

忘れていませんか? 保険料
「国保」は、皆さんが納める保険料で運営されています。未納保険料は至急納付してください。未納が続くと、財産の差し押さえや、療養費・出産育児一時金などの保険給付の差し止めの対象となります。

納付が困難な方はご相談ください。
△ 配達記録郵便による保険証送付の受け付け
31階をご確認ください。
[詳細] 区役所(1階)の保険年金課

長寿医療(後期高齢者医療)制度

△ 納付方法を変更する場合はご注意ください
保険料が年金天引きになっている方は、一定の条件を満たす場合、申し出により、世帯主や配偶者が口座振替で保険料を納付することができるようになりましたが、この場合、所得税および個人住民税の社会保険料控除は、保険料を納めた方に適用されます。また、納付方法の変更後に保険料を滞納した場合、年金天引きに戻りますので、ご注意ください。

国民年金

△ 届け出を忘れずに
次のような場合はお住まいの区の区役所年金係へ届け出が必要です。① 20歳になったとき(厚生年金・共済組合加入者を除く)、② 厚生年金・共済組合の加入者でなくなったとき(被扶養配偶者も同様)、③ 厚生年金・共済組合の加入

国民年金

[詳細] 区役所(1階)の保険年金課